

資産税
ビジネス研究会
定例会

民事信託マスター講座 特別講座

格段に提案の幅が広がる 信託会社を利用した オーダーメイド信託の本質を見極める

平成28年

3月24日 木

13:30-16:30 (受付開始13:00)

講師 **金森 健一** 氏 ほがらか信託株式会社・常務執行役員
弁護士法人中村綜合法律事務所・弁護士

定員
60名様
限定

各会員
割引あり
※裏面をご参照ください。



お申込み多数の場合は事前に締め切らせていただきます。
また、事前入金による先着順とさせていただきますので、予めご了承ください。

受講料：**25,000円** (資料代・税込み)

会場：**TAP高田馬場**
(JR山手線・西武新宿線「高田馬場」駅戸山口より徒歩約3分)

ごあんない

親族、一般法人等の専任法人に次ぐ、第三の受託者候補としての“管理型信託会社”の活用について、管理型信託業の登録申請業務を経て、現在、家族信託を民事・商事の両面から取り扱っている弁護士がその経験に基づいて解説させていただきます。家族信託は専門家の方の支えがその成功のカギとなります。士業の先生方、専門家の方が信託を自らの業務としていただくための提案もいたします。

◆次のような方に特にお勧めいたします。

・適切な受託者が確保できず信託の提案を断念されたことがある方

・信託会社、商事信託は民事信託と相容れないとお考えの方

・より安全・確実な信託スキームを顧客に提案したい方

・信託の設計段階のみならず信託期間中も信託関係人として顧客を支えたいとお考えの方

・民事信託の知識については取得済み、顧客への提案を実行に移したい方

『資産税ビジネス研究会』とは

不動産オーナー・非上場(中小中堅)企業オーナーを顧客とし、資産税コンサルティングのビジネスモデル確立に当たって、発展・寄与することに賛同して頂ける方を対象とします。研究会に所属する方は、月1回の定例会と不定期に開催される特別研修に【1名様・月会費10,000円(税別)】にて参加が可能となります。定例会では、資産税コンサルティング等で成功している方などを講師にお招きし、皆様の知識と実践の習得に努めていきます。また、会員の皆様の交流・ビジネス発表・ビジネスマッチングなどに協力していきます。相続や事業承継におけるお客様(不動産オーナー、社長、後継者や従業員)の期待は全く変わりつつあります。戦略・業務・情報と、多岐にわたる能力をもった不動産・経営・会計・税務・法務・金融の専門家たち(会員の皆様)が、ワンチームでお客様の課題解決に取り組むのに加え、外部の知見や手法を積極的に協業し、既存のアプローチにとらわれない最適なスキームを創っていくこと(資産税ビジネスモデルを確立させること)が当研究会の目標です。

講座内容

[1] 真の民事信託マスターになるために

- (1) 信託会社と、親族個人受託者、一般法人受託者との違いと使い分けの判断基準
- (2) 信託の関係者の見取り図—あなたは何を担うか

[2] 信託会社とは何か

—提案のための前提知識①

- (1) 信託業法と日本の信託会社
- (2) 信託業のライセンス取得のハードルはどのくらい高いか
- (3) 信託会社はどのような監督を受けている?

[3] 管理型信託とは

—提案のための前提知識②

- (1) 管理型信託=指図型と保存行為型
- (2) 指図と指図人が必要な理由

[4] 信託会社はここまでできる 管理型信託会社の活用事例

- (1) 不動産共有対策
- (2) リバースモーゲージ信託
- (3) 遺言書併用停止条件付信託
- (4) 生命保険信託
- (5) 自社株承継信託
- (6) 遺言代用信託
- (7) 金銭保全信託
- (8) 任意後見支援信託 ほか

[5] 設計・設定時における民事信託との相違

—提案をスムーズにするために

- (1) “信託検査マニュアル”と“信託会社等に関する総合的な監督指針”より
- (2) 顧客からの取得が必要な書類と情報

[6] 提案・設計しつ放しにしない 責任あるプロによる信託の支え方

- (1) 安定した信託を支える 指図権者・信託監督人・受益者代理人
- (2) 日本に信託を根付かせるための心得5箇条



WEBでのお申し込みは >>

<https://tap-seminar.jp>



講師紹介

金森 健一 氏

ほがらか信託株式会社・常務執行役員
弁護士法人中村総合法律事務所・弁護士

管理型信託会社「ほがらか信託株式会社」の設立・登録申請業務に従事した後、2013年8月より同社法務コンプライアンス部長、2015年9月より常務執行役員。民事・商事の各家族信託の設計・コンサルティング業務、信託業法等のコンプライアンス業務に従事する傍ら、一般向け及び団体・士業向けの信託セミナーで多数講演し信託及び士業による信託業務の普及にも努めている。信託法学会会員。著書として『信託法実務判例研究』(有斐閣)。「詐害信託」「受託者の公平義務」を担当)や、「管理型信託会社を受託者とする不動産管理処分信託」(信託フォーラム第3号)などがある。



FAXでのお申し込みは 》 FAX: 03-3208-6255

3/24開催【資産税ビジネス研究会定例会】民事信託マスター講座【特別講座】 格段に提案の幅が広がる 信託会社を利用したオーダーメイド信託の本質を見極める 受講申込書

ご記入月日		平成 年 月 日	
ふりがな			
事務所名 または会社名			
事業所または 会社所在地 ご住所	〒		
ご連絡先	TEL	FAX	
	携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。		
ふりがな			
参加者名	E-mail		
業種	<input type="checkbox"/> 弁護士	<input type="checkbox"/> 税理士	<input type="checkbox"/> 公認会計士
	<input type="checkbox"/> 行政書士	<input type="checkbox"/> 社会保険労務士	<input type="checkbox"/> 土地家屋調査士
	<input type="checkbox"/> 金融機関	<input type="checkbox"/> 証券	<input type="checkbox"/> 保険
	<input type="checkbox"/> 不動産業	<input type="checkbox"/> 住宅・建設	<input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 司法書士	<input type="checkbox"/> 不動産鑑定士	認定区分に○印
	<input type="checkbox"/> 中小企業診断士	<input type="checkbox"/> FFP	AFP・CFP®
	<input type="checkbox"/> コンサルティング会社		番号
必ずいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 東京定額制クラブ会員・資産税ビジネス研究会会員 <input type="checkbox"/> それ以外の会員 <input type="checkbox"/> 一般			

- 本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込下さい。「受講申込書」が届き次第参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAX致します。
- お申し込み多数の場合は、事前に締め切らせて頂きますので予めご了承ください。
- **各会員割引** ※1 **無料**：東京定額制クラブ会員、資産税ビジネス研究会会員
 ※2 **30%OFF**：相続アドバイザー協議会認定会員、大阪定額制クラブ会員
 ※3 **10%OFF**：不動産相続ビジネス研究会会員、資産税ビジネス研究会会員、税務鑑定研究会

弊社は不動産鑑定士のエキスパート集団です。セミナーの休憩中、終了後に不動産鑑定士による【不動産概算評価・机上広大地判定(無料)】のご相談をお受けいたします。当日、実際の案件(資料)をお持ちいただければ、できる限り対応させていただきますので、受付スタッフまでお気軽にお申し付けください。
※当日中にご回答できない場合がございます。あらかじめご了承くださいませ。

〈会場〉TAP高田馬場

【所在地】

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

【交通アクセス】

JR山手線高田馬場駅(戸山口)より徒歩約3分

西武新宿線高田馬場駅(戸山口)より徒歩約3分

東京メトロ東西線高田馬場駅(3番出口)より徒歩約6分

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

TAP 株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

TEL.0120-02-8822 FAX.03-3208-6255 [担当:藤江・柴田]

https://www.t-ap.jp seminar@t-ap.jp

